

令和 5 年 1 月 臨時会

河合町議会会議録

令和 5 年 1 月 3 0 日 開会

河合町議会

令和5年第1回（1月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（1月30日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	3
○欠席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長のあいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	7
○議案第1号の質疑、討論、採決	8
○議員発議第1号、上程、説明、討論、採決	11
○議員発議第2号、上程、説明、討論、採決	12
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	14
○閉会の宣告	14
○署名議員	15

河合町告示第3号

令和5年第1回（1月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 5年 1月23日

河合町長 清 原 和 人

1 期 日 令和 5年 1月30日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第 1 号 令和4年度河合町一般会計補正予算について

河合町議会委員会条例の一部改正について

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

令和 5 年 1 月 3 0 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

令和5年第1回（1月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和5年1月30日（月）午前 9時30分開会

午前10時 2分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 令和4年度河合町一般会計補正予算について

日程第 4 議員発議第1号 河合町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議員発議第2号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
について

日程第 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番 森 光 祐 介

2番 常 盤 繁 範

3番 梅 野 美智代

4番 佐 藤 利 治

5番 中 山 義 英

6番 坂 本 博 道

7番 長谷川 伸 一

8番 杵 本 光 清

9番 大 西 孝 幸

10番 馬 場 千恵子

11番 岡 田 康 則

12番 西 村 潔

13番 谷 本 昌 弘

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	清 原 正 泰	参 事	横 山 泰 典
企 画 部 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	環 境 部 長	石 田 英 毅
まちづくり推進部長	福 辻 照 弘	教育委員会参事	山 本 剛
総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎	福 祉 部 次 長	小 山 寿 子

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局 長 心 得	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
---------	---------	-----	---------

開会 午前9時30分

◎ 開会の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。本日、告示第3号をもって令和5年第1回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和5年第1回臨時会は成立しましたので開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（谷本昌弘） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） あらためまして、おはようございます。

本日は令和5年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

開会にあたりまずは、新型コロナウイルス感染症の現状についてお伝え致します。全国の新規感染者数は、夏の感染第7波を越え、県内におきましても連日3桁から4桁の感染数が報告される状況となっております。また、インフルエンザの同時流行も始まっています。このような状況の中、政府では5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを2類相当から5類に引下げの方針を固めると共に、マスク着用ルールの見直しについても協議されており、今後ウィズコロナに向けての取扱いに変更が生じることが見込まれます。引続き国や県の動向に注意注視し、町民の皆様にとりまして最適な対策を講じて参りますので、ご協力いただきますようお願い致します。さて、今臨時会では、国の令和4年度2次補正と

しまして出産・子育て応援交付金が創設されたことに伴い、補正予算を提出させていただいております。後程、副町長から議案説明を致しますが、皆様方には慎重審議いただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷本昌弘） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、10番、馬場千恵子議員、11番、岡田康則議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（谷本昌弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

1月23日、議会運営委員会を開会していただいております。馬場千恵子議会運営委員長より会期等についての報告をお願いします。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 1月23日議会運営委員会を開催致しましたので、その結果を報告致します。

会期は、本日1日限りといたします。

議案につきましては、議案第1号の1議案と議員発議第1号、議員発議第2号の2発議を上程し審議致します。以上報告終わります。

○議長（谷本昌弘） 会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日1日限りと致します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（谷本昌弘） それでは理事者の方より、議案第1号の1議案について、提案理由の説明を登壇の上お願いします。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） 改めましておはようございます。それでは、本日令和5年1月臨時議会に上程させていただきました議案について、ご説明申し上げます。本日上程致しましたのは議案第1号のみでございます。議案第1号 令和4年度河合町一般会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,077万2,000円を追加致しまして、予算総額を80億1,582万9,000円とするものでございます。今回の補正は、国の令和4年度第2次補正による「出産・子育て応援交付金」の創設に伴うものでございます。核家族化が進み孤独感や不安感抱く妊婦、子育て家庭が増える中で全ての妊婦子育て家庭が安心して出産、子育てが出来る環境整備と致しまして。身近で相談に応じ様々なニーズに即した必要なメニューに繋ぐ重層型相談支援と合わせまして、経済的支援を一体として実施するため交付金が創設されたものでございます。このことに伴いまして、令和4年4月以降に出産された全ての方を対象に、妊娠届出時及び出生届出時に合計10万円を支援するものでございます。

それでは、内容について歳出からご説明をいたします。8、9ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費では、歳入歳出の財源調整と致しまして、財政調整基金積立金を175万5,000円減額致します。

続きまして、款2民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、出産・子育て応援交付金交付事業の事務費やシステム構築委託、出産・子育て応援交付金等と致しまして、合計1,252万7,000円増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6、7ページをお願い致します。款15国庫支出金では、出産子育て応援交付金公布事業の財源と致しまして、901万7,000円の増額、そして款16県支出金についても同様、175万5,000円を増額するものでございます。なお、この事業の国庫補助率は2/3、但しシステム構築等の経費につきましては100%となっております。

ます。また、県の補助率は1/6となっております。

以上、歳入歳出1,077万2,000円の増額補正となっております。これで上程致しました議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第3、議案第1号 令和4年度河合町一般会計補正予算についてを議題と致します。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 2点質問します。1つは、今回の出産子育て交付金事業が伴走型相談支援と妊娠時5万円、出産時5万円の経済的支援を一体的に実施する事業となっております。今回の補正予算は経済支援の為であります。伴走型相談支援は現状以上に改善する取組みを予定しているのでしょうか。もしそうだとしたら、そのための人件費や活動費増については補正予算の対象にならないのでしょうか。

2つ目は、経済的支援について国の要綱によれば出産子育て応援ギフトとして、具体的サービスに繋がるクーポン発行が推奨されておりますが、今回オプションとされている現金給付を選択した理由はなぜでしょうか、以上質問します。

○福祉部次長（小山寿子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） はい、このまず出産・子育て応援交付金の部分で伴走型支援とギフトの交付という2点になっている部分で、伴走型相談支援は今までやっている事業の追加となる事業であるのか、また変更があるのかという部分ですけれども、今現在も実際全ての妊婦や子育て家庭に対しても訪問したり妊娠届出時の面接を行っておりますが、保健センター以外にも子育て世代包括支援センターの方で妊婦や子育て全世帯の、妊婦子育て世帯の面談の上に妊娠8ヶ月頃に国の定められたアンケートを行って河合町でのサービスをプッシュ型でお知らせしたりという部分で事業の方を行っていきます。令和4年度に関しましては、

遡及措置の部分がありますので既にもう出産されている方に関しては、現在のスタッフで行いますが、今回の補正には人件費等は含まれてはおりませんが、次年度以降もこの事業は継続していくものでありますので、次年度以降は人件費等が追加で上がっております。また、国の推奨する経済的支援の部分がクーポンでという部分なんですけれども、今のところ河合町の方は今年度も次年度も現金給付で実施していく予定です。実際購入というのが妊娠時や出生後に子どもの為であったり、お母さんのために使う部分のクーポンになると商品の方も限定されてきますので、使いやすい事業になるには奈良県あげてクーポンの検討をしていかないといけないと思いますので、今のところはオプションの方の現金給付で今年度及び来年度は考えております。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 2点おたずねします。まず9ページ目の歳出、備品購入費6万5,000円、鍵付き保管庫となっておりますけれども、今までこのような給付に関する事業については、このような経費は上がってなかったんですが、この点どのような内容でこういった保管庫が必要なのか教えてください。

次に、先程坂本議員さんからご質問あった伴走型相談支援ですが、これにつきまして今ご説明いただいたようなことを理解しておりますが、今後更に町独自としてですね創意工夫の上、いろんな伴走型相談支援の強化策、拡充策は具体的には今どのようなプランをお持ちなのか、もう一度ご説明してください。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） はい、鍵付きの保管庫についてですが、実際妊娠届けは現在場所の違う保健センターの方で妊娠届けのデータの方を保管しております。その時に今年度来年度に関しまして児童手当でございましたら、大抵父親名義の所に振込まれる場合が多いですけれども、今回は妊娠届出を行った母親の方への現金の振込みになりますので、振込み口座の方の確認をさせていただくことになりまして、その部分を妊娠届出と共に役所の子育て世代の方で保管する鍵付きの保管庫を検討しております。それと、今後河合町で伴走型相談支援を行っていく上で、河合町独自のものと考えているかという部分ですけれども、次年度から検討しておりますのは子育て世帯への家事支援サービスや、一時預かりの拡充等を検討し

ているところでございます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうでしたら2点質問します。今回の対象者、河合町で何人おられるのか。それと、出産という言葉がつけば通常健康保険法上85日かな、妊娠期間がという形になると思うんです。その場合、人口中絶、転出、死亡された場合の取扱いというのはどのようなになっているのかちょっとお答えいただけますでしょうか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） まず、対象者ですけれどもこの当初に載っている対象者と申しますのは、令和4年4月1日以降に出産された方ということで、令和4年4月1日以降に出産された方ということで、令和4年4月1日以降に出産された方というのが一応、出産された方が妊娠した令和4年4月1日以前に遡ってしまうので、それを含めると126人妊娠出産の対象になります。妊娠のみの予定で今年度に出産のない方というのが33名ということで、全部で出産交付金の方が126名、子育て交付金の方が82名となっております。また、出産というのがここでの考え方ですけれども、通常4月1日以降に出産という意味で、例えば胎児として出生届をあげない場合は胎児でもしお亡くなりになった場合、出生届があがらない場合は子育て交付金の対象にはなりません。また、先程の部分ですが、胎児が死産した場合は出生届がなされない為に子育て応援ギフトの支給対象とはなりません。出生後に死亡した場合は、出生届と死亡届がなされることとなりますので、出産交付金及び子育て交付金の対象になります。流産した場合ですけれども、流産しても妊娠届けがなされた場合は出産交付金の対象にはなりますが、先程と同じように出生届がなされない場合は子育て応援交付金の対象とはなりません。また、転出ですけれども例えば妊娠届けを当町で行った場合、当町の方で出産交付金の対象にはなりますが、出産の時点で他町に転出した場合は他町の方での子育て交付金の対象になります。今回の場合は妊娠届けを河合町の方で行って、他町で妊娠届けを行って当町へ転入してきた場合に出産応援交付金も子育て応援交付金も当町の方で支払うということで、若干その転出転入の支払い部分は転入元の市町村と確認を行いながら、二重交付の無いように要注意して交付していくようになります。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(谷本昌弘) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決を行いたいと思います、異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第1号 令和4年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

◎議員発議第1号、上程、説明、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第4、議員発議第1号 河合町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。手元に配布のとおり、所定の賛成者があります。提出者の常盤繁範議員の説明を求めます。

○2番(常盤繁範) 議長。

○議長(谷本昌弘) はい、常盤議員。

○2番(常盤繁範) では、議員発議第1号 河合町議会委員会条例の一部を改正する条例について発議を行います。内容に関しましては、河合町議会委員会条例の一部を次のように改正するかたちと致します。第2条を次のように改めます。第2条、常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりと致します。

(1) 番、総務文教常任委員会、定員6名。ア、行政一般財政に関する事項。イ、消防に関する事項。ウ、教育に関する事項。エ、他の委員会に属さない事項。大別すると4つに分かれた所管を担当致します。

(2)、厚生建設常任委員会、定員6人。ア、社会福祉、保健衛生、労働、公害その他厚生一般に関する事項。イ、農林、商工に関する事項。ウ、上下水道に関する事項。エ、住宅に関する事項。オ、道路河川都市計画その他経済建設一般に関する事項の5項目に分かれるかたちで所管を致します。付則としまして、この条例は令和5年、5月1日から施行すると

いうかたちで提出させていただきました。

続きまして、提出理由を申し上げます。改選後の議員間でかねてより常任委員会の重要性を鑑み、常任委員会再編の論議がなされておりました。理由は以下の3点。1つ目、これまでの河合町議会常任委員会は、各議員の調査、研究に基づく深い質疑が余りなされて無かったこと。2つ目、3つに分かれた常任委員会によって、所属する委員会以外の質疑に機会を得られぬまま、本会議討論での限られた発言機会にて採決がなされる議案が多かったこと。3、すべての議員が、すべての議案に対して深い調査、研究に基づき質疑を行い、可否を表明することは議会の最も重要な使命、職責であります。今回の改正によりその環境を改善することが見込めること。なお、今回の改正案提出までに正副議長による議員間のとりまとめ、理事者との協議等のご尽力に感謝するとともに、ご理解をいただいた理事者との協議に基づく今回の改正案が、去る1月16日の全員協議会にて13名、全議員の賛意によって提出することになりましたことを申し添えます。奈良県北葛城郡河合町議会、以上です。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略し採決を行います。

議員発議第1号に賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議員発議第1号 河合町議会委員会条例の一部を改正する条例については、可決されました。

◎議員発議第2号、上程、説明、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第5、議員発議第2号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。手元に配布のとおり、所定の賛成者があります。提出者の岡田康則議員の説明を求めます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 河合町議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例。提案理由、河合町議会基本条例制定後、議員間で議会定数や議員報酬、議員の待遇などの見直しを図る機運が高まり、令和3年8月から令和4年8月にかけて11回の全員協議会等を開催し

審議を重ねてまいりました。全員協議会では、パブリックコメントで住民の皆様から寄せられた意見や、近隣自治体との報酬を比較し、協議を進めた結果、議員報酬については、議長の報酬を月額38万円から月額36万円に、副議長の報酬を月額32万円から月額30万円に、議員報酬を月額29万円から月額28万円に引き下げることと致しました。また、期末手当につきましては、議長、副議長の役職に加算されていた割増し分を廃止し致し、当分の間、役職に関係なく議員全員同額にすることと致しました。なお、これら報酬等の見直しの内容は、河合町特別職報酬等審議会にも審議を依頼し、3回にわたる審議の結果、答申をいただいたところでございます。これらのことを踏まえ、今回、条例の一部改正を提案し、可決後は2月の議員報酬から引き下げを適用するものと致します。奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略し採決を行います。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員、討論ですか。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（谷本昌弘） はい、どうぞ。

○3番（梅野美智代） 賛成討論。

○議長（谷本昌弘） はい、賛成討論。

○3番（梅野美智代） 期末手当については、議長、副議長の管理手当とする考え方というので、特別審議会にかけていただき一種の管理手当とする見方は適当ではないと回答をいただきました。それについて、議員全員と同額とする事に対しては、納得はしていませんが議員報酬を減額するということでは、賛成したいと思いますので今回は賛成致したいと思えます。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。反対の方。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 討論を省略し採決を行います。

議員発議第2号に賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議員発議第2号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） 日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申出がございました。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（谷本昌弘） 以上で今期臨時会に付議されました案件、全て議了いたしました。

令和5年第1回臨時会はただ今をもちまして、閉会致します。

閉会 午前10時2分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子

署 名 議 員 岡 田 康 則